

れた国際出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十二条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつて

なされた国際出願である場合における第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の三第一項の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつて

たものと認められる日から一年三月を経過した時又は第一百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第一百八十四条の十二 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみ

する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第一百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第一百八十四条の十二 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみ

なされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（外国語特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）

第一百八十四条の十五 外国語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の出願翻訳文又は国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。

（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）

第一百八十四条の十五 日本語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は外國語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の出願翻訳文若しくは国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。

ができる。

2 審判官は、前項の審判の請求があつた場合において当該審判に係る第百五十六条第一項の規定による通知を発する日までに第百二十六条第一項の審判の請求（同項第一号に掲げる事項を目的とするものに限る。）があつたときは、同項の審判の審決があるまでは、前項の審判について当該特許を無効にするべき旨の審決をしてはならない。

2

（略）

3

第一項の審判については、第十七条第一項ただし書、第一百三十四条第二項及び第一百五十五条第三項中「第一百二十三条第一項」とあるのは「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百三十二条第一項又は第一百八十四条の十五第一項、第一百六十七条第一項及び第一百七十四条第三項中「又は第一百二十九条第一項」とあるのは「、第一百二十九条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第二項中「第一百二十九条第一項」とあるのは「、第一百二十九条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百五十五条第三項中「第一百二十三条第一項」とあるのは「第一百二十九条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百三十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第百

3  
（略）

4

第一項の審判については、第一百三十二条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十七条、第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第三項中「又は第一百二十九条第一項」とあるのは「第一百二十九条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百五十五条第三項中「第一百二十三条第一項」とあるのは「第一百二十九条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百三十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第百

「二十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百七十九条中「若しくは第一百二十九条第一項」とあるのは「、第一百二十九条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」とあるのは「、第一百二十九条第一項若しくは第一百二十九条第一項若しくは第一百八十四

条の十五第一項」とする。

第一項」とあるのは「、第一百二十五条の二第一項若しくは第一百八十四条第七号中「若しくは第一百二十六条第一項」と、第一百九十三条第二項第七号中「若しくは第一百二十六条第一項」とあるのは「、第一百二十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」とする。

4) 外国語特許出願に係る訂正の審判については、第一百二十六条第一項及び第四項中「第一百二十三条第一項」とあるのは、「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」とする。

5) 国際特許出願に係る訂正の審判については、第一百二十六条第四項中「第一百二十三条第一項」とあるのは、「第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」とする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一百八十四条の十六 (第一項から第四項まで省略)

5 第百八十四条の三第二項、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の九第六項、

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一百八十四条の十六 (第一項から第四項まで省略)

5 第百八十四条の三第二項、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の九第六項、

第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十一の二、第一百八十四条の十一の三第一項及び第三項並びに第一百八十四条の十三から前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。

この場合において、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第一百八十四条の十一第三項、第一百八十四条の十一の三第三項及び第一百八十四条の十四中「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第一百八十四条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第一百八十四条

第一百八十四条の十一、第一百八十四条の十一の二、第一百八十四条の十一の三第一項及び第三項並びに第一百八十四条の十三から前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。

この場合において、第一百八十四条の四第四項、第一百八十四条の六、第一百八十四条の十一第四項及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第一百八十四条の十一第三項、第一百八十四条の十一の三第三項及び第一百八十四条の十四中「第一百八十四条の四第一項の国際出願日」及「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日」と認められる日」と、第一百八十四条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第一百八十四条

の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第一百八十四条の九第六項中「出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外國語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、第一百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあり、第一百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第一百八十四条の四第一

」とあるのは「第一百八十四条の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第一百八十四条の九第六項中「出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外國語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外國語特許出願については第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、第一百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあり、第一百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第一百八十四条の四第一

項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあり、同条中「国内書面提出期間の経過後」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と、第一百八十四条の十一の三第一項中「及び第四十二条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と、又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

(第六項略)

(二)以上の請求項に係る特許又は特許権についての  
特則

つては第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあり、同条中「国内書面提出期間の経過後」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と、同条第三項中「と、又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

(第六項略)

(一)以上の請求項に係る特許又は特許権についての  
特則

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第三項（第六十五条の三第四項（第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第一百二十三条第二項（第一百八十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第一百十五条、第一百二十六条第四項（第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百七十六条若しくは第一百九十三条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許が

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第三項（第六十五条の三第四項（第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項第一号、第九十七条第一項若しくは第五号、第一百十一条第一項、第一百八十二条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第一百二十三条第二項（第一百二十九条第二項及び第一百八十四条の十五第三項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条、第一百二十六条第四項（第一百三十二条第一項（第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百七十六条若しくは第一百九十三条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定の適

され、又は特許権があるものとみなす。

用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

#### (証明等の請求)

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関する証明、書類の原本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは贈写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書若しくは願書に添付した明細書、図面若しくは要約書（出願公告又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第百二十一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開につい

#### (証明等の請求)

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関する証明、書類の原本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは贈写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書若しくは願書に添付した明細書、図面若しくは要約書（出願公告又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第百二十一項第一項又は第一百二十二項第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願につい

がされたものを除く。)

- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(特許公報)

第一百九十三条 (第一項略)

- 2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告若しくは出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

- 二 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の継承

(特許公報)

第一百九十三条 (第一項略)

- 2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告若しくは出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

- 二 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の継承

て出願公告又は出願公開がされたものを除く。)

- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

十九条第一項 (第一百七十四条第一項において準用

する場合を含む。) 及び第百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。) の規定による却下の決定

三 出願公告後における願書に添付した明細書又は

図面の補正

四 出願公開後における願書に添付した明細書又は

図面の補正(第十七条の二第一項第一号又は第二

号の規定によりしたものに限る。)

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び

第一百十二条第四項又は第五項の規定によるものを

除く。)

六 第百六十二条の規定による審査における特許を

すべき旨の査定(出願公告後にした第一百二十二条

第一項の審判の請求に係るものに限る。)

七 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又

六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又

四の二 出願公開後における願書に添付した明細書

又は図面の補正(第十七条の二第一項又は第二号

の規定によりしたものに限る。)

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び

第一百十二条第四項又は第五項の規定によるものを

除く。)

五の二 第百六十二条の二の規定による審査におけ

る特許をすべき旨の査定(出願公告後にした第一百

二十二条第一項の審判の請求に係るものに限る。

八七

は審判若しくは再審の確定審決（第百二十三条第一項若しくは第一百二十六条第一項の審判又はその

確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合には、審判又は再審の確定

審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び

図面の内容）

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

は審判若しくは再審の確定審決

七 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

八 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第一百九十五条の三 査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第一百九十五条の三 捻正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(侵害の罪)

第一百九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は

、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

。

2 第五十二条第一項（第一百五十九条第三項（第一百七

十四条第一項において準用する場合を含む。）及び

第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。

）の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

(第三項略)

(詐欺の行為の罪)

第一百九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(侵害の罪)

第一百九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は

、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

。

2 第五十二条第一項（第一百五十九条第三項（第一百七

十四条第一項において準用する場合を含む。）及び

第一百六十三条の三第三項において準用する場合を含む。

）の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(第三項略)

(詐欺の行為の罪)

第一百九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## (虚偽表示の罪)

第一百九十八条 第百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

## (秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## (過料)

第二百二条 第百五十二条（第五十九条（第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百六

## (虚偽表示の罪)

第一百九十八条 第百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## (秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

## (過料)

第二百二条 第百五十二条（第五十九条（第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百六

十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

別表（第百九十五条関係）

四	三	二	一	納付しなければならない者	金額
				特許出願をする者	金額
特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	第一百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき二	一件につき二	万一千円
特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	第一百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一	一件につき一	万四千円

別表（第百九十五条関係）

四	三	二	一	納付しなければならない者	金額
				特許出願をする者	金額
特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	第一百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一	一件につき一	万四千円
特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	第一百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一	一件につき一	万四千円

				五
八 裁定を請求する者	七 第七十一条第一項の規定により判定を求める者	六 特許異議の申立てをする者		出願審査の請求をする者 一件につき八 万四千三百円 に一請求項につき二千七百円を加えた額
万五千円 一件につき五	万円 一件につき四	万千円 一件につき一		一件につき八 万六千二百円 に一請求項につき千八百円を加えた額

				五
八 裁定を請求する者	七 第七十一条第一項の規定により判定を求める者	六 特許異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者		出願審査の請求をする者 一件につき五 万六千二百円 に一請求項につき千八百円を加えた額
万四千円 一件につき四	万二千円 一件につき三	千八百円 一件につき八		

十一	十	九
特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	裁定の取消しを請求する者
万五千円	一件につき四千五百円を加えた額	一件につき二千五百円

十二	十	九
特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	裁定の取消しを請求する者
万四千円	一件につき三千四百円を加えた額	一件につき二千円

十一

明細書又は図面の訂正の請

一件につき四

求をする者

万九千五百円

に一請求項に

つき五千五百

円を加えた額

十二

審判又は再審への参加を申請する者

一件につき五  
万五千円

十三

審判又は再審への参加を申請する者

一件につき四  
万四千円